

地域自主防災隊活動マニュアル

平成 20 年 12 月

名張市企画財政部

危機管理室

はじめに

災害はいつ、どのように発生するかは予測できません。これに備えるには、市民の一人ひとりが災害時にとるべき行動を日頃から考え、いつでも実行できるよう物心両面の準備をしておく（自助）とともに、各地区は、その地域の特性に合った組織と規模で自主防災隊を編成してその地域で発生が予想される災害特性に応じた種々の防災訓練を計画し、繰り返し訓練して必要な知識や技術を習得し、日頃から地域の防災力を高めておく必要があります（共助）。この際、名張市地域防災計画と連携を保った防災活動をすることが大切です。

平常時において防災訓練を繰り返し行うことによって、実際の災害に遭遇した時、防災について知っている知識や技術をとっさに実行することができるものです。

ここでは、各地区の自主防災隊が防災活動を行うに当たって、その計画の立案や訓練実施などに携わる方々の参考となる事項を記述しています。

各地区においては、これを参考として種々の防災活動や訓練を行い、地域の防災力を高め、災害が発生した際は被害を最少にするよう努めていただくことを期待しています。

市は、各地域自主防災隊が行う防災活動について、その計画の立案や訓練実施などに全面的な支援や協力をいたします。なお、この資料については皆さまからご意見をいただき、より実情に合ったものにして参りたいと考えています。

（名張市役所 企画財政部 危機管理室への直通電話 63 - 7271）

1 地域自主防災隊の役割と運営について

(1) 地域自主防災隊の役割

地域自主防災隊は、日頃から地域の安全点検や防災訓練など、災害に備えたさまざまな取組を実践するとともに災害が発生した時には被害を最小限に食い止めるために、初期消火や救出・救護活動、情報の収集・伝達、地域住民の避難誘導・安否確認などを行います。

また、災害からの復旧・復興期には、地域自主防災隊と地域住民が力を合わせて、自分たちのまちの再生に向けたさまざまな取組を行ないます。

このため、地域自主防災隊の組織、機能は単純、且つ明快なものでなければなりません。また、なるべく多くの人に関係していただく事が重要です。更には、防災に携わる人材の育成にも日頃から配慮しておくことが必要です。

地域自主防災隊は、地域の実情に応じて実施する事柄を整理し、地域の防災活動がスムーズに行える規模で編成することが望ましいとされています。地域で自主防災隊を新規に編成又は変更した場合（役員氏名の変更があった場合も含みます。）は市（危機管理室）への連絡をお願いします。

地域自主防災隊規約の一例	別紙 1
地域自主防災隊の組織と役割分担の一例	別紙 2
地域自主防災隊（結成・変更）届出書の一例	別紙 3

(2) 自主防災リーダー

自主防災リーダーとは地域自主防災隊の役員等の立場で、その活動が効果的に実践されるために必要な調整や誘導を行なう等地域の自主防災活動の中心となる人たちです。

自主防災リーダーは、日頃から地域の防災に関心を持ち、防災知識や技術を身につけ、住民と力を合わせ、平常時にあっては地域の安全点検や防災知識の普及・啓発、防災資機材の整備・点検、防災上問題のある箇所の把握・改善、災害時要援護者の把握、防災訓練などを行ないます。また、災害時には地域住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるために自ら率先して行動するとともに、効果的な防災活動が展開されるよう自主防災隊を指導することが求められます。このため、自主防災リーダーは日頃から防災活動の自学研鑽に努め、消防団等関係機関との連携を図っておく必要があります。

(3) 防災活動目標の設定と防災活動計画

防災活動目標の設定は、地域の現状を実地に巡視・点検して把握し、防災の知識を吸収していく中で徐々に行い、内容を深めていくことが大切です。

防災活動計画は、平常時、災害時、復旧・復興時に取り組むべき活動に区分し、地域の実情を踏まえ、どのような活動を優先的に取り組むべきか、活動の優先度・重要度を検討しながら作成します。そして何より大事なことは、実現の可能性がある活動計画とすることです。

防災活動計画書の一例

別紙 4

2 防災訓練実施上の留意事項

(1) 防災訓練計画の作成にあたり留意すること

防災訓練はセレモニー化しないよう、実際の災害時に近い環境と想定の下での訓練を実施するよう心掛ける必要があります。

防災訓練には実技訓練と意思決定訓練があります。前者においては、少しでも多くの住民が参加できるよう工夫し、成果が不十分な場合は何度も反復して訓練することが必要です。後者は図上訓練、自主防災リーダーや班長だけの訓練などで成果を得ることが出来ます。いづれにしても参加者が興味を持って訓練するよう心掛ける必要があります。訓練計画で明らかにする事項は次のとおりです。

訓練種別、訓練日程、訓練場所、訓練対象者、資機材、各人の役割、協力機関など

防災訓練の様式、形式及び訓練実施上の留意事項

別紙 5

防災訓練計画書の一例

別紙 6

(2) 事故防止

どんな周到な訓練計画をつくり、多くの人が参加した訓練であっても参加者がけがややけどをしたのでは、折角の訓練も失敗に終わってしまいます。訓練の終始を通じて事故防止に留意する必要があります。

防災訓練安全点検表の一例

別紙 7

(3) 防災活動・訓練の評価

防災訓練や学習会などを企画する際、または終えたあとに、どのような特徴をもった内容や成果がありうるか、又は、あったのかをチェックし、次回の訓練への参考とする

ことは大事なことです。

防災活動・防災訓練の評価表の一例

別紙 8

3 防災訓練の訓練種目及び訓練項目

(1) 訓練種目及び訓練項目の選定

各自主防災隊は、その組織特性や訓練練度、参集対象に応じ、軽易なものから複雑なものへ、単体訓練から総合訓練へと逐次にレベルを上げるよう適切に訓練種目及び訓練項目を選定する必要があります。また、同じ項目を二度、三度と反復して訓練するなど、訓練要領を工夫して防災に関する知識・技術などの普及、推進を図っていただきたいものです。

防災訓練種目・項目選定手順一覧表

別紙 9

時間経過に伴う防災活動（地震対応）

別紙 10

(2) 各訓練種目及び訓練項目

ア 防災知識の普及・啓発

災害時に自主防災隊が効果的に活動し、被害を最小限に食い止めるためには、地域住民全員が防災に関する正しい知識を持っていなければなりません。そのためには、自主防災隊があらゆる場で地域住民に防災に関する知識や情報を伝える機会を設ける必要があります。

防災知識の普及・啓発のための活動には次のようなものがあります。

- ・市、県作成の防災計画・手引書など各種資料の活用
- ・チラシ、パンフレット、広報紙などの作成、配布
- ・災害体験者や災害対処専門家などによる講演会、研修会、学習会などへの参加
- ・消防や市の協力を得て勉強会やイベントの開催
- ・防災まちづくりのための話合いやワークショップの開催

イ 家庭内防災対策の促進

各家庭における防災対策（自助）は各種防災活動の中で最も重要であることから、各家庭で日頃から各種の防災への取組みが行なわれるよう啓発しなければなりません。

各家庭における防災対策には次のようなものがあります。

- ・家庭内防災対策チェックリストの作成、配布
- ・家庭での防災のための備蓄用品の展示・説明
- ・家庭内防災会議（役割分担・避難所・避難経路・連絡方法の確認等）の徹底
特に、市外への通勤者が帰宅困難な状況となった場合の連絡方法などを含む
- ・防災知識等の普及・講演会への参加（家庭内の72時間対策）
- ・町内備付防災用工具セット等の展示、説明
- ・家庭内防災用器具等説明会（火災報知器・消火器の設置、家具固定器具など）
- ・家屋耐震診断・耐震補強工事の呼びかけ
- ・身体防護訓練
- ・煙体験訓練
- ・初期消火訓練（バケツリレー・消火器による消火、可搬ポンプによる消火等）
- ・起震車体験
- ・AED取扱説明会

ウ 地域防災リーダーの育成

自主防災隊では、役員の任期交代に伴い防災活動の継続性に支障が生じ、役員の引き受け手、即ち、リーダーとなる人材不足が常にあり、その育成には特別の配慮が必要です。

リーダーの育成には次のことに着意することが大切です。

- ・市主催の講演会、研修会への積極的参加
- ・防災士、ボランティア・コーディネーターなどの養成講座への参加
- ・サブリーダーの指定等

エ 地域の防災（安全）点検

自主防災隊が行う防災活動の基本は、先ず、自分の地域について防災上の観点での種々の点検を行なうことから始まります。地域の中に防災上、どんな危険があるのか、活用できる資源・人材、災害時要援護者の状況、避難所やそれに至る経路、子どもたちの通学路などについて平常時からよく点検し、必要な台帳を整備しなければなりません。そして具合の悪い箇所があれば速やかな改善の処置が必要です。

これらの内容をマップ（地図）上に展開して各戸に配布し、危険箇所などの徹底を図る必要があります。

地域の防災上の点検などを行う訓練には次のものがあります。

- ・町内防災点検（人的・物的資源、地域条件（危険箇所）の把握等）
- ・町内防災マップ（地図）の作成
- ・各種台帳の整備
（自主防災隊台帳、世帯台帳、人材台帳、災害時要援護者台帳等）

オ 各種の防災訓練

防災訓練項目には各種のものがあり、内容によって付けられた訓練名で分類すれば次のようになりますが、これで全てではありません。各自主防災隊において本当に必要な訓練そのものがその地区の防災訓練項目となります。

（ア）救出・救護訓練

倒壊家屋などの下敷きになった人を救出する方法やけが人の応急手当、搬送など応急救護活動が実施できるようにする訓練です。これにはA E Dの取扱いの訓練もあります。

（イ）情報収集・伝達訓練

通信手段が途絶又は混乱する中で、必要な情報を収集し報告する。また、防災関係機関などからの情報や避難・誘導の指示、警報などを地域住民に正しく伝えるようにするための訓練です。

（ウ）避難・誘導訓練

突然に災害が発生した場合でも速やかに安全な場所に避難できるようにするための訓練です。被害の状況により、避難・誘導のための中継点や避難路などが適切に選定され、住民が全員、無事に避難所へ到着しうるよう訓練する必要があります。また、子どもたちが幼稚園や保育所、学校などにいる時間帯の子どもたちの避難については、当時の被害の状況によりそれら施設の管理者等の判断によるものですが、地域とこれら施設間の情報の共有などについて、普段から関係者間で綿密な話し合いをしておく必要があります。

（エ）水防訓練

台風や大雨による災害では、消防署などの防災機関は総力を挙げて活動しており、同時多発した場合や大災害が発生した場合には防災機関の迅速な対応が困難となります。こうした状況の中で被害を最小限に抑えるには、地域住民の皆さんが互いに助け合い、隣近所と協力して防災活動を実施することが必要となります。

このようなときのために「積み土のう」の作り方やビニールシートの掛け方などの簡単な応急工法を習得しておく必要があります。

(オ) 災害時要援護者のケア訓練

災害時要援護者とは、災害時に生命や安全を確保することが自力では難しく、さまざまな側面で大きなダメージを受ける傾向にあり、何らかの支援を必要とする人たちです。

自主防災隊のリーダーは、災害時要援護者の方々への対応要領を事前に学び、実際の状況を想定したうえで、柔軟且つ積極的に対応できるよう地域の態勢づくりを目指すことが重要です。

具体的には、災害時要援護者との日常における関係づくり、例えば、民生委員等と情報を共有、連携を図るなど、情報の把握、安否確認、応急・救護、救出搬送、初期消火、災害時の避難誘導支援・そして避難生活の支援など、各場面での対応を考える必要があります。また、個人情報取扱には最大の注意を払うとともに、災害時要援護者の方々及びその家族等の希望などを考慮してきめ細かく対応することが大切です。

(カ) 給食・給水訓練

災害時において住民に、円滑に救援物資（食料品など）や飲料水を配給するための訓練です。

災害で電気、水道、ガスなどのライフラインが停止した場合、まず、家庭で備蓄しておいた水や食料品などで急場を凌ぎ、次いで地域の備蓄品により対応します。状況によっては炊き出しを行う場合もあります。これらを可能にするには、平常時において家庭や地域で食料品の備蓄をすすめたり、商店街やスーパーなど、地域内の資源を活用した食料品の調達ルートや公民館などの施設を利用した調理態勢、サバイバル・クッキングなどの災害時調理技術の普及訓練などを考えておく必要があります。

(キ) 図上（DIG）訓練

大規模な災害が発生した場合などを想定し、地図への書き込みを通して参加者全員が主人公となり、積極的に災害の対応策を考えることができる訓練で、災害時における対応だけでなく、地域の防災上の課題を洗い出すことから、平常時において

どのような取り組みが必要かということも考えることができます。

(ク) 避難所の開設・運営

避難所は、原則的には市、施設管理者及び避難住民の三者が協力して開設・運営するものです。ただし、大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営が展開される場合が多く、この場合、市や施設の担当者は後方支援的に協力します。

まず、避難所開設においては、どのような状況であっても、最初に「建物の安全を確認」したうえで、避難所を開錠・開設しなければなりません。そして避難者が無秩序に場所を確保してしまう前に、避難場所とすべきではない場所の明示、名簿作成による避難者の把握、避難所の秩序を保つためのルールの周知徹底を図ることができるようする必要があります。

また、避難所内での避難者の生活環境の整備においては、災害時要援護者や女性、子どもなどに配慮して施設の使用区分や避難所内での生活ルールを決めるなどすることが必要です。

これらについて、平常時に市の担当者や施設管理者と自主防災隊のリーダーなどの参加を得て必要な意思疎通と事前の調整要領などの訓練をしておく必要があります。

(ケ) 総合防災訓練、発災対応型防災訓練

大規模災害時には、死者の発生も想定した救出、救助活動を含む緊迫且つ混乱した事態が予想されます。また、災害が発生した直後では、被害状況とその後の変化を敏感に読み、状況の変化を先取りするかたちで多くの事柄に配慮しながら迅速に対応していかなければなりません。その中で適切な活動をするには、同様の事態を想定した訓練を十分にしておくことが必須です。

要するに、総合訓練は、個別訓練で得た知識や技術を元に各自主防災隊の本部や各班の連携などを含み、総合的に訓練する場であり、訓練の総合化は、単なる訓練の組み合わせではなく、より臨場感のある舞台の設定とそこでの応用力や実践力を養う訓練への試みでもあります。

発災対応型防災訓練とは、具体的なシナリオ(想定)に基づき、役割を明確化し、関係機関とも協力したうえでの実際的な避難所設営運営、災害時要援護者の誘導・搬送などの訓練を行うことで、訓練を総合化しようとする試みの一つです。

カ 防災用資機材の備蓄、点検・整備

各地区には、地域の災害特性に応じた各種の防災用資機材が備え付けられていますが、未だ不十分であり、それらの管理責任者は必要な備蓄品目について検討を加えて整備し、既配備の品目については台帳を備えて、常時使用に耐えられるよう定期的に点検・整備する必要があります。

地域に配備された無線機についても同様です。

また、それらの資器材の取扱については地区住民に随時の訓練を実施して十分に習熟させておくことが大事です。

防災用資機材の定期点検・記録簿の一例

別紙 1 1

管理責任者が交代したときはこれらについて確実に申し送りを実施しなければなりません。

地域自主防災隊規約の一例

(名称)

第1条 この会は、 地区自主防災隊(以下「本隊」という。)と称する。

(目的)

第2条 本隊は、住民同士の共助の精神に基づく自主的な防災活動により、地震、水害、その他の災害(以下「災害」という。)による被害の防止と軽減を図ることを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本隊の事務所は、 置く。

(構成員)

第4条 本隊は、 地区住民をもって構成する。

(事業)

第5条 本隊は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災対策の充実
- (2) 災害発生時における応急活動
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災資器材等の整備・管理
- (5) 関係機関等との連絡・調整
- (6) その他必要な事項

(編成)

第6条 本隊は、前条の事業を迅速且つ効果的に行うため、各班を編成し、それぞれ定める役割を分担する。ただし、災害の状況によっては、その役割分担にかかわらず隊長の指示により活動するものとする。

(役員)

第7条 本隊に次の役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名

2 役員は、地域区長会員の互選による。

3 役員の任期は 年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

第 8 条 隊長は、本隊を代表し隊務を総括する。災害の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときはその職務を行う。

3 防災委員は、副隊長とともに隊長を補佐する。

4 班長は防災各班の長として、班の運営に当たる。

(会議)

第 9 条 本隊に総会及び役員会を置く。

(総会)

第 10 条 総会は 1 年に 1 回以上開催し、地域づくり委員会の総会に兼ねることができる。

第 11 条 総会においては、役員の承認を得るととともに地域の防災計画、その他の事項を審議する。

(役員会)

第 12 条 役員会は、第 7 条 1 項の役員をもって構成する。

2 役員会は、隊長が招集する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提案する事項。

(2) 防災訓練計画に関すること。

(3) その他、隊長が示すこと。

(防災計画)

第 13 条 本隊は、第 5 条に定める事業を行うため防災計画を作成する。

(経費)

第 14 条 本隊の運営に関する経費は、地域づくり委員会 (自治会) の経費をもってこれにあてる。

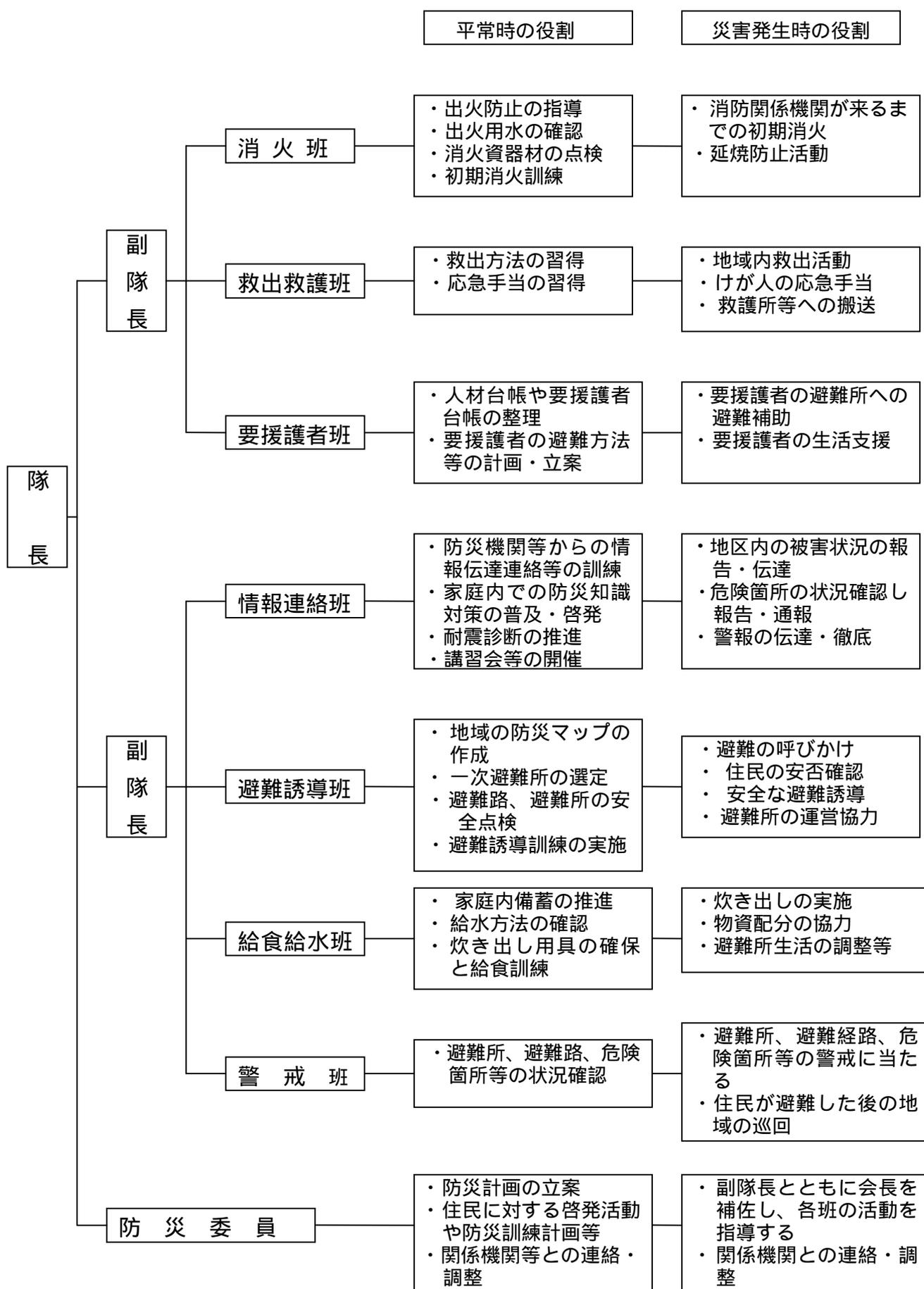
(その他)

第 15 条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

付則

この規約は、 年 月 日から実施する。

地域自主防災隊の組織と役割分担の一例



地域自主防災隊（結 成・変 更）届出書の一例

平成 年 月 日

名張市長 様

地区名等名称 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

電話 _____

自主防災隊を（結成・変更）しましたので、次のとおり届け出ます。

1. 概 況

自主防災隊の名称	
結成（変更）年月日	平成 年 月 日
構成世帯数	世帯
事務局設置場所	

2. 組織編成

役 職	氏 名	電 話	旧
会長			
副会長			
防災委員			

3. 規約等（必要に応じ） 添付

防災活動計画書の一例

災害発生時の防災活動マニュアル

地区自主防災隊

1. 発災時行動基準

- (1) 発災直後、各家庭においては、先ず身体防護処置を行った後、家族の安全を確認し、しかる後、発火防止等の処置を行う。この際、できるだけ近隣への声掛けを行うとともに負傷者等の発生があれば、協力して救出にあたる。
- (2) 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、本隊の班長以上の役員は事務局に集合する。その際、移動経路に沿う地域の被害状況等の情報収集に留意する。
- (3) 隊員は、付近の危険箇所等の被害状況を隊長に報告する。
- (4) 事務局に集合した役員から順次、市等防災関係機関等との連絡、情報の収集・伝達に当たる。
- (5) 災害の被害等により、事務局が使えない場合、隊長は速やかに臨時の事務局の開設を決定し、役員に連絡、市等防災関係機関に通報しなければならない。

2. 各班の行動基準

- (1) 消火班 消防機関が到着するまでの初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 救出救護班 地区内で生じた被害者の早期救出を行う。必要がある場合は消防機関等に出動を要請する。また、負傷者の応急手当を行い、医療機関や救護所に搬送する。
- (3) 要援護者班 発災後、速やかに要援護者の安否を確認し、状況に応じて一次避難所への避難を誘導する等要援護者の避難行動を援助し、次いで避難所への避難を援助する。避難所においては要援護者の避難生活を円滑ならしめるよう所要の支援を行う。
- (4) 情報連絡班 市等防災機関等からの情報及び指示等を住民に正確に伝達するとともに地域内の被害や避難の状況を市等へ報告・通報する。
- (5) 避難誘導班 一次避難所において安全確認を行うとともに、避難所まで住民を

迅速且つ安全に誘導し、避難の完了を情報班へ通報する。避難所へ到着後は、関係機関等と連携して避難所の運営に協力する。

- (6) 給食給水班 炊き出し、飲料水の確保にあたる。必要に応じ、食料品や救援物資の効果的な受け入れ、配給を行う。
- (7) 警戒班 1次避難所、市指定避難所及び避難路並びに地区内の主要道、危険箇所等の警戒にあたり、得た情報を隊長(情報班)に通報する。

3. 共通事項

(1) 災害通信連絡網

- ・ 隊長と市等防災機関(危機管理室、消防機関)間

- ・ 隊長と副隊長・防災委員・各班長間

(2) 保有防災資器材の状況

(3) 備蓄品等の状況

平常時の防災活動計画書

平成 年度地区自主防災活動計画書

地区自主防災隊

月	活 動	備 考
4月	総会 初期消火訓練、防災資器材の取扱い操作普及	役員会
5月	防災マップ(地図)作成	
6月	災害時要援護者基礎資料収集	
7月	災害時要援護者基礎資料収集	役員会
8月	防災知識の普及パンフレット配布	
9月	防災講話の実施 班別防災訓練の実施 市の防災訓練に参加	
10月	災害時要援護者基礎資料収集	役員会
11月	避難誘導・給食給水等地域総合防災訓練の実施	
12月	年末交通事故防止・火災予防運動に参加	
1月	文化財防火デー訓練参加 市の防災講話参加	役員会
2月	災害時要援護者基礎資料収集	
3月	防災講話の実施 各班による年度防災活動計画の見直し 地域防災活動計画書の見直し及び次年度計画書の起案	役員会

防災訓練の様式、形式及び訓練実施上の留意事項

1. 防災訓練の様式

種 別	内 容	特 性
個別訓練	個々の訓練項目を個別に行う。 例：消火訓練、給食・給水訓練、避難誘導訓練、救護救出訓練等	基礎的な事項を段階的に訓練できる。
総合訓練	仮に設定した想定の下、時間・状況等の推移に伴う複数の個別の防災活動を総合的に連携させつつ訓練する。 例：大地震、風水害の同時発生を想定した大規模総合訓練	想定の設定や状況付与要領の工夫等で、より実際的な活動が訓練できる。
体験イベント型訓練	防災と直接には関係しないイベント等に防災要素を組み込んで行う訓練 例：祭、盆踊、フェスタ等の中で開催	参加意欲を助長できる。
図上訓練	実際の災害の状況、活動等を想定し、地図上でイメージトレーニングする 例：DIG訓練、指揮官訓練	小規模で軽易、短時間で訓練できる。 夜間の訓練も可能

2. 訓練形式

区 分	略	内 容	摘 要
講義方式	LC	教官が一方向的に講義する方式	教室(座学)方式で基礎的事項の理解に適するが身に付き難い
展示方式	DM	展示して見せ、視覚的に理解させる方式	展示者と教官との事前の打合せが必要、参加者の多寡に合わせ、複数展示に留意すること
実習方式	PR	実習を通じて参加者に体得させる方式	参加者全員が実習できるよう、なるべく少人数のグループ分けが必要
実際には、これらの方式を組み合わせることで防災訓練を計画し、実施する。			

3. 訓練実施上の留意事項

- 正しい知識、技術を習得するために、消防機関等の指導を受ける。
- 訓練終了後に検討会を行い、訓練内容を見直して必要な改善を行う。
- 地域内の事業所等の自衛消防組織、更に近隣の自主防災組織とも共同して防災訓練を行う。
- 特定の災害だけでなく、地域の実情に即した訓練内容とする。
- 市や消防機関等が主催する防災に関する講演会や総合防災訓練には積極的に参加する。
- 多人数でも効果的な訓練が行えるよう、訓練方法等を工夫する。
- 固定観念にとらわれず、応用動作ができるようにする。
- 訓練にあたっては、事故防止に努める。

防災訓練計画書の一例

作成 年 月 日

訓練 種目	初期消火訓練	訓練 項目	消火バケツリレー訓練	日時	年 月 日 () (: ~ :)																						
目的	地震であちこちに火災が発生した場合、消防車はすぐには来てくれない。その時、隣り近所の方々が集まって消火バケツで火を消すことが非常に大事になってくる、その要領を覚えて貰う。			場所																							
細部 訓練 項目	1. 一列リレー方式 2. 二列リレー方式	訓練 指導 部の 編成	訓練教官 消防署に依頼 補助者×2～3名 (参加人員の多少による) 消防団に依頼	訓練 参加 者	名																						
	訓練時間						20分																				
	訓練形式			実技 実習																							
時間 計画	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:16.6%; text-align: center;">10:00</td> <td style="width:33.3%; text-align: center;">10:05</td> <td style="width:33.3%; text-align: center;">10:10</td> <td style="width:16.6%; text-align: center;">10:15</td> <td style="width:16.6%; text-align: center;">10:20</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">全般説明、共通留意事項</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">(まとめ)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">一列リレー方式</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">二列リレー方式</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>						10:00	10:05	10:10	10:15	10:20			全般説明、共通留意事項			(まとめ)				一列リレー方式			二列リレー方式			
10:00	10:05	10:10	10:15	10:20																							
全般説明、共通留意事項			(まとめ)																								
一列リレー方式			二列リレー方式																								
準備 資 機 材 等	1. 消火バケツ 参加人員の2 / 3以上の個数 2. 水槽1基 水を張っておく 利用できる場合は プール、ため池などの水を利用する 3. マイク等拡声装置一式		通 信 計 画	特になし																							
安 全 管 理	1. 訓練場所の選定 平坦地形を選ぶ 石ころなどを事前に拾っておく 2. バケツを手渡す時は、互いに声を掛け合い注意喚起する。		そ の 他	関係機関等との調整 消防署、消防団に教官、補助者派遣を依頼する。 事前準備事項等 プール、ため池の水を利用する場合はその管理者に事前に了解を得ておくこと。 その他																							

作成者

細部訓練(指導)要領

摘要

1. 消火バケツリレー訓練の重要性

- ・初期消火の重要性
- ・消火バケツリレーによる消火の必要性
- ・隣り近所の平生のお付き合いの重要性

2. 消火バケツリレーの方式

- ・一列リレー方式 (人数が少ない時に行う)
- ・二列リレー方式 (送水側と返送側(空バケツ)背中合わせに並ぶ)
- ・千鳥リレー方式 (向い合わせに並び、交互に送水、返送する)

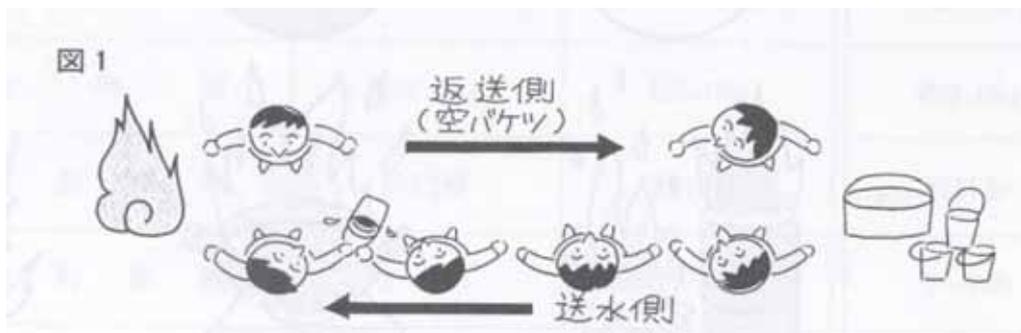
3. 各方式の共通留意事項

- ・水バケツの水量は、半分くらいにする。
- ・バケツによる送水、空バケツの返送は右手で行い、順次、次の者へリレーする。
- ・指導する者は、元気のある掛け声の統一が図れるようリードする。



4. 一列リレー方式

- (1) 隊形は図1に示すように送水側一列とする。
- (2) 間隔は、足元から足元まで約1.5メートルとする。しかし、人員の多少によって適宜調整する。
- (3) 返送側(空バケツ)の人員は、送水側の1/5程度とする。
- (4) 水バケツ整理員1名を配置する。



参加者全員を前に説明する

必要に応じマイクを使用する

補助員2名により実際に展示してみせる

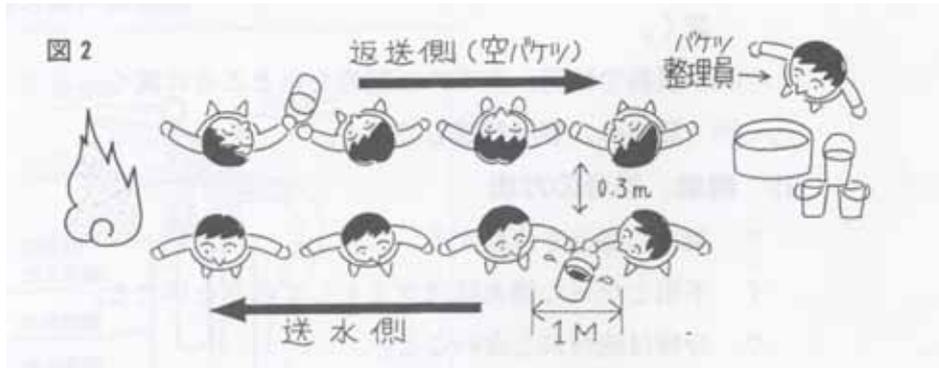
全員に説明後参加人員を約20名単位のグループに分けて実習させる

細部訓練(指導)要領

摘要

5. 二列リレー方式

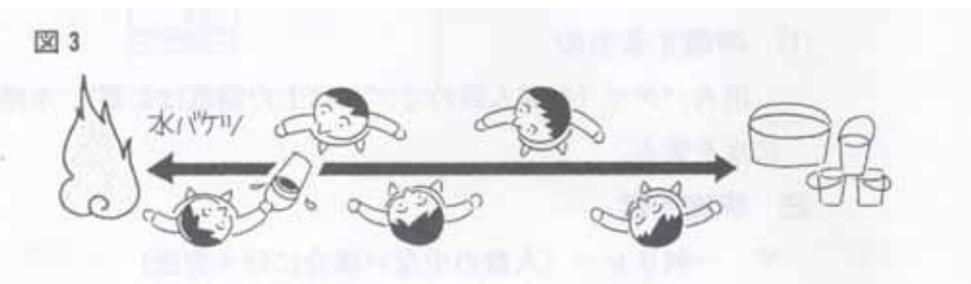
- (1) 配列は、図2のとおり送水側、返送側(空バケツ)二列の背中合わせ隊形とする。
- (2) 送水側、返送側とも間隔は足元まで約1メートルとする。しかし、人員の多少によっては、適宜調整する。
- (3) 送水がわと返送側の距離は、かかとからかかとまで約0.3メートルとする。
- (4) 空バケツ整理員として1名を配置する。



参加者を全員集めて説明した後、約30名単位のグループに分けて実習させる(グループ分けの人数等はその時の状況による)

6. 千鳥リレー方式

一列バケツリレーの列中の何人かが向きを変えて向かい合わせになり、最後に交互に向きを変える警戒処置を加えたリレーである。



補助員に展示してみせる

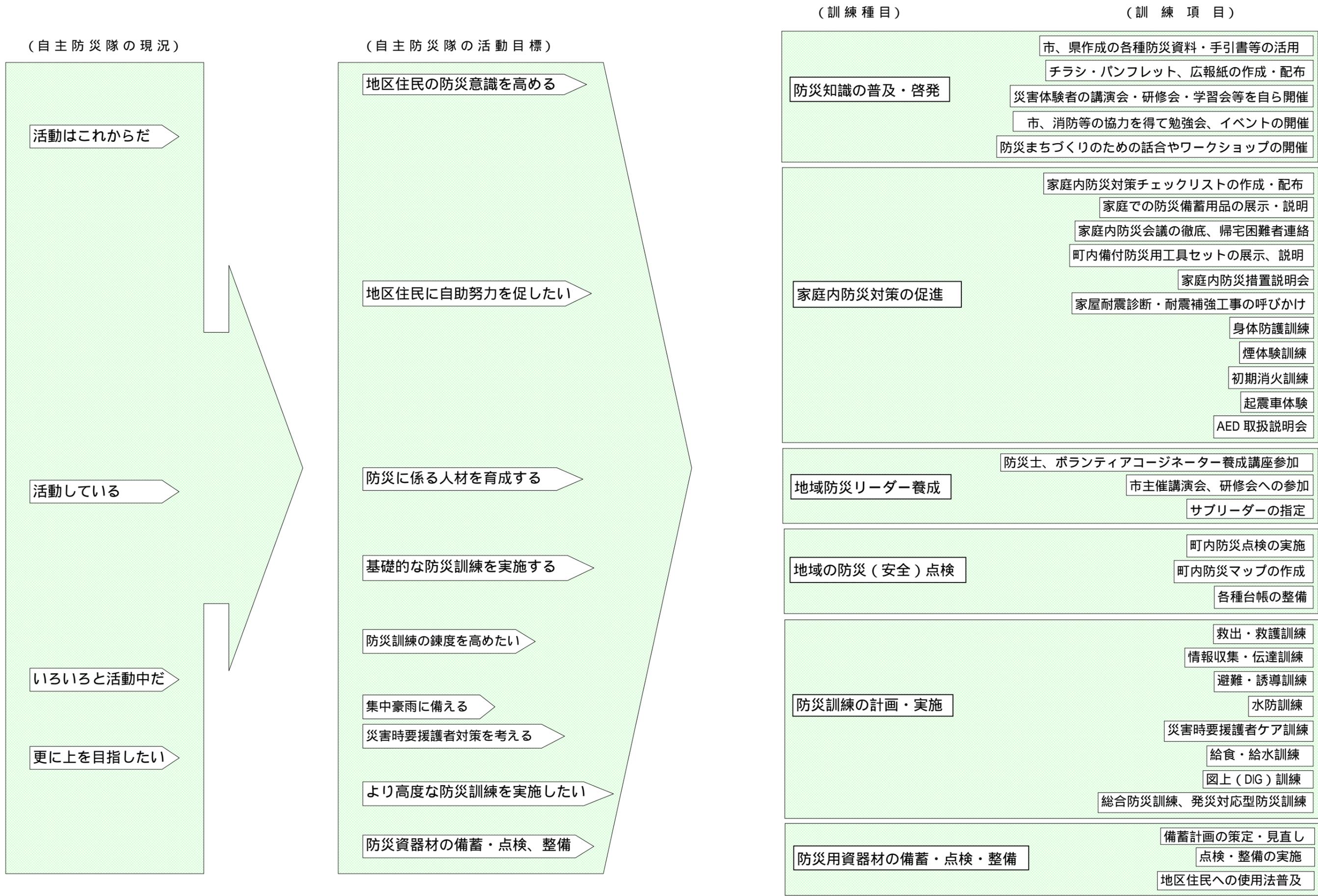
防 災 訓 練 安 全 点 検 表 の 一 例

- 1 市の防災担当者に訓練実施を連絡しているか
- 2 消防署との連絡は大丈夫か
- 3 訓練場所は十分な広さがあるか
- 4 周辺に迷惑を及ぼす建物などが隣接していないか
- 5 車両の通行等の心配はないか
- 6 訓練場所への出入口付近などに警戒（備）員を配置したか
- 7 訓練を始める前に、参加者に訓練内容、炎の拡大状況などを説明したか
- 8 体調の悪い人がいないか確認したか
- 9 訓練にふさわしい動き易い服装、履物、手袋で参加しているか
- 10 訓練開始前に十分な準備運動が行なわれたか
- 11 資機材は適性なものを使用し、事前に十分点検したか
- 12 訓練実施者と見学者との距離は十分か
- 13 火を使う訓練の場合、風向きと安全な距離を確保しているか
- 14 避難訓練の場合は、要所に交通整理員を配置するなど交通事故防止に留意したか

防災活動・防災訓練の評価表の一例

地域自主防災隊

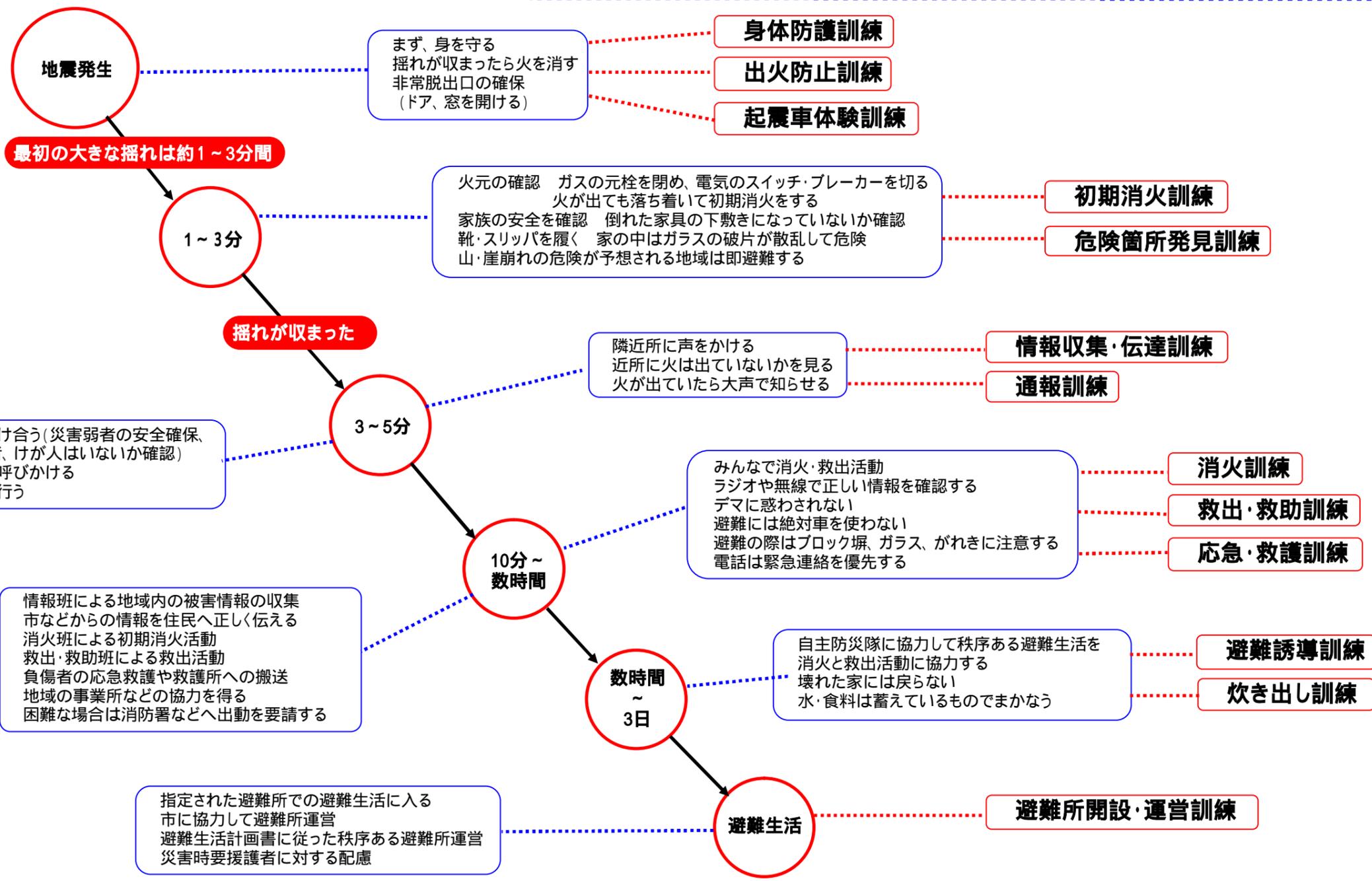
	項 目	評 価
1	計画段階から、地域防災に関係ある機関（消防、行政など）の意見を聞いたか	
2	多くの参加、これまでと違った参加・協力があつたか	
	地域組織 （PTA、老人会、婦人会や女性防火クラブ、商店街・商工会、企業など）	
	地域住民 （子ども・若者・高齢者・障害者・外国人・妊婦や乳幼児を連れた家族など）	
	地域の施設・機関等 （医療機関、福祉施設、企業、学校、コミュニティFM、ケーブルテレビ、ボランティア団体など）	
	消防機関・行政 （防災担当部署のみならず、福祉・産業、教育委員会など）	
	その他 （専門家、防災ボランティアなど）	
3	通常の地域活動のネットワーク（人・組織）を生かしたか	
4	新しいネットワーク（人・組織のつながり）をつくることのできたか	
5	参加者の感想はどうか	
6	新しい成果、次につながるような成果などが得られたか	
7	自主防災隊内で役割分担が十分にできたか	
8	参加者全員が、訓練目的を達したか	
9	訓練の記録は保管しているか （企画経緯・内容、実施状況、成果・反省など）	
総合評価 地域の防災力は高まったか		



時間経過に伴う防災活動（地震対応）

平常時
地震発生
以前

- 耐震診断・補強対策
- 家具固定・転倒・落下防止対策
- 就寝時の身辺防護処置
- 防災マップの作成
- 防災用備品備蓄計画
- 第一次避難所の指定・徹底
- 非常持出物品袋の準備
- 各種台帳の整備
- 各種防災訓練の実施



災害時要援護者支援・協力訓練

自助活動

共助活動

公助

隣近所で助け合う(災害弱者の安全確保、行方不明者、けが人はいないか確認) 出火防止を呼びかける 初期消火を行う

情報班による地域内の被害情報の収集 市などからの情報を住民へ正しく伝える 消火班による初期消火活動 救出・救助班による救出活動 負傷者の応急救護や救護所への搬送 地域の事業所などの協力を得る 困難な場合は消防署などへ出動を要請する

指定された避難所での避難生活に入る 市に協力して避難所運営 避難生活計画書に従った秩序ある避難所運営 災害時要援護者に対する配慮

まず、身を守る 揺れが収まったら火を消す 非常脱出口の確保 (ドア、窓を開ける)

火元の確認 ガスの元栓を閉め、電気スイッチ・ブレーカーを切る 火が出ても落ち着いて初期消火をする 家族の安全を確認 倒れた家具の下敷きになっていないか確認 靴・スリッパを履く 家の中はガラスの破片が散乱して危険 山・崖崩れの危険が予想される地域は即避難する

隣近所に声をかける 近所に火は出していないかを見る 火が出ていたら大声で知らせる

みんなで消火・救出活動 ラジオや無線で正しい情報を確認する デマに惑わされない 避難には絶対車を使わない 避難の際はブロック塀、ガラス、がれきに注意する 電話は緊急連絡を優先する

自主防災隊に協力して秩序ある避難生活を 消火と救出活動に協力する 壊れた家には戻らない 水・食料は蓄えているものでまかなう

